

**（仮称）墨田区協治（ガバナンス）推進条例の検討に関わる
「中間のまとめ骨子案」並びに「中間のまとめ」に対するパブリック・コメントの
概要と検討委員会の考え方について**

「（仮称）墨田区協治（ガバナンス）推進条例の検討に関わる中間のまとめ骨子案」並びに「（仮称）墨田区協治（ガバナンス）推進条例の検討に関わる中間のまとめ」の内容について、広くご意見を募集しましたところ、貴重なご意見・ご提案をお寄せいただきました。今回、いただいたご意見・ご提案の概要並びに、検討委員会の考え方を併せて公表するとともに、ご意見・ご提案をいただきました方のご協力に厚く御礼申し上げます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○ パブリック・コメントの実施概要

区民意見の募集は、墨田区の定める「パブリック・コメント手続に係る基準」に則って、別添「（仮称）墨田区協治（ガバナンス）推進条例の検討について」を取りまとめるまでに、下記①、②のとおり、2回、実施した。

（1）公表資料

- ① （仮称）墨田区協治（ガバナンス）推進条例の検討に関わる中間のまとめ骨子案
- ② （仮称）墨田区協治（ガバナンス）推進条例の検討に関わる中間のまとめ

（2）意見募集期間

- ① 平成21年7月1日（水）から平成21年7月31日（金）まで
- ② 平成21年9月18日（金）から平成21年10月26日（月）まで

（3）意見募集の周知・公表方法

- 1) パブリック・コメントの周知
 - ・ 区のお知らせ
 - ・ 区ホームページ
- 2) 公表資料の閲覧
 - ・ 区民情報コーナー（区役所1階）
 - ・ 区民活動推進課（区役所5階）
 - ・ 区ホームページ

（4）意見提出方法

文書を郵送、ファックス、電子メールまたは持参により提出

（5）意見提出先

区民活動推進課（（仮称）墨田区協治（ガバナンス）推進条例検討委員会事務局）

（6）意見募集の結果

- ① パブリック・コメント意見者数8名（意見数22件）
- ② パブリック・コメント意見者数1名（意見数7件）

なお提出された意見の概要（パブリック・コメント）一覧については、別紙のとおり

パブリック・コメント手続に係る基準の概要

1 目的

この基準は、パブリック・コメント手続に関して必要な事項を定めることにより、区が積極的に情報を公表し、区民の区政への参画促進を図るとともに、公正で民主的な一層開かれた区政の推進と透明性の高い区政運営に寄与することを目的とする。

2 パブリック・コメント手続

区の基本的な政策等の策定に当たり、策定しようとする政策等の趣旨、目的、内容等の必要な情報を広く公表し、公表したものに対する区民等からの意見等の提出を広く求め、政策形成過程の中で意見を反映する機会の確保を図り、提出された意見等の概要及びそれに対する区の考え方等を公表する一連の手続をいう。

3 対象

本手続の対象は、区の長期構想、区政のそれぞれの分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定及びこれらの重要な改定などとする。

4 情報公表の時期等

実施機関は、区の長期構想等の立案をしようとするときは、意思決定を行う前に、あらかじめ次に掲げる情報を公表するものとする。

- ① 当該計画案及びその概要
- ② 当該計画案を作成した趣旨、目的及び背景
- ③ 当該計画案に関連する資料など

5 情報公表の方法

実施機関は、計画案の情報公表をしようとするときは、次に掲げる方法等により行うものとし、意見等の提出先、提出方法及び提出期限並びに意見等の提出に必要な事項を提示するものとする。

- ① 区のおしらせ
- ② 区のホームページ
- ③ 区民情報コーナー

6 意見等の提出

- (1) 実施機関は、情報公表後、区民が意見等を提出するのに必要な期間として、一箇月程度の期間を確保するものとする。
- (2) 意見等の提出方法は、郵便、電子メール、ファクシミリ等の文書等によるものとし、意見等の提出に当たっては、住所、氏名又は団体名等及び電話番号等連絡先の明示を求めるものとする。

7 意見等の取扱い及び公表

- (1) 実施機関は、提出された意見等を考慮し、計画案についての意思決定を行うものとする。
- (2) 実施機関は、提出された意見等及びその意見等に対する実施機関の考え方(意見等を反映できなかったときは、その理由を含む。)を公表しなければならない。ただし、提出された意見等のうち、公表することにより意見等を提出した個人又は団体の権利、利益等を害するおそれがあるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

8 基準の適用

本基準は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

①（仮称）墨田区協治（ガバナンス）推進条例の検討に関わる中間のまとめ骨子案
パブリック・コメントに対する検討委員会の考え方

■条例の検討プロセスについて

No	区民の意見・提案趣旨	意見・提案に対する検討委員会の考え方
1	まず全町会長に周知徹底する必要がある。 町会長を対象にした説明会を早急に開催してほしい。	区民懇談会や区民フォーラムの開催にあたり、区の事務局を通じ町会・自治会長宛て案内を送付し、その呼びかけを行いました。今後、区においても条例策定・運用等に際し、コミュニティ懇談会における説明など、その広報・周知に努めていきます。

■名称や条文表現について

No	区民の意見・提案趣旨	意見・提案に対する検討委員会の考え方
2	辞書を引いても「協治」という言葉は載っておらず、分かりにくい。「墨田区協治（ガバナンス）によるまちづくり条例」とするか、「墨田区区民との協働によるまちづくり条例」などと補足してはどうか。	「協治（ガバナンス）」は今後の地域社会に求められる姿であり、墨田区から新しい考え方として積極的に発信し、また区民同士も「協治（ガバナンス）」のあり方について議論することで、墨田区らしいまちづくりを進めていきたいと考えています。なお、ご指摘を踏まえ「Ⅰ 墨田区における『協治（ガバナンス）』とは」をまず最初に記しました。またご提案いただいた名称案については、9ページに記し、議論の参考とさせていただきます。
3	「協働」という言葉も、一般の区民には理解しにくい。	「Ⅰ 墨田区における『協治（ガバナンス）』とは」の中で、「協働」概念図などを記しています。なお、協働の具体的な推進にあたって、区においては「協働推進指針」を作成するなど、区民にとって分かりやすい説明等を加えることとします。
4	骨子案を読んでも一般の区民にとってはその具体像が浮かんでこない。	この条例によって墨田区の区政運営や地域社会がどのように変わるのか、新たに「Ⅶ 条例の目指すまちの将来」を設けました。また、今後、区民にとって分かりやすい条文となるように配慮していきます。
5	骨子案は難解な文章で、理解しにくい。	

6	骨子案に具体的な条例が見当たらないのは何故か。	今回、検討委員会では、条例に盛り込むべき項目と内容に関することについての諮問を受けており、検討委員会の答申を受け、区として、条例案を作成することになっています。
---	-------------------------	--

■協治(ガバナンス)の基本理念

No	区民の意見・提案趣旨	意見・提案に対する検討委員会の考え方
7	協治を推進するためには、区民活動・地域活動・町会活動の活発な展開が重要だとする意図が見えるが、墨田区全体の行政の協治（ガバナンス）の推進を目的とし、行政改革の推進が重要と考える。	墨田区全体において、よりよい地域社会が構築するために、協治（ガバナンス）の基本理念に基づいて「情報の共有」「区政への参加」「協働」を基本原則とした区政運営が必要であると考えています。
8	「協治に必要な3つの力」に「知る力」とあるが、区民側にとっても「知らせる力」が大切だ。	この条例とともに「協治ガイドブック」も活用して「協治（ガバナンス）に必要な3つの力」の重要性を広めていきたいと考えています。なお、今回のご指摘を踏まえ、3ページに「協治（ガバナンス）に必要な3つの力」を入れ込みました。

■協治(ガバナンス)の担い手が果たすべき責任と役割について

区民等

No	区民の意見・提案趣旨	意見・提案に対する検討委員会の考え方
9	協治（ガバナンス）の理念はいいが、具体的に行動を起こすことが難しい。「他人の幸せを願いながらも自分も幸せになる」という心構えと意識がなければ、条例はただの「ルールの箱もの」になってしまう。「すみだやさしいまちマナーブック」のようなことが自然にできることが大切である。「ルールを決めたから行いましょう」ではなく、「ルールを決めないと混乱するから」だと思う。区民の意識の向上がなければ住みやすい「すみだ」にはならない。	ご意見に賛同します。区では「やさしいまち宣言」を始め、まちづくりや地域活動に関わる人材育成、情報発信や連携促進などの施策を行っていますが、今後もこの条例の運用を通して、より多くの区民への普及、そして実践が図られることが重要であると考えます。
10	「区民」という実態がなくなった。区民という責任を自負し、自覚する余裕がなくなったのではないか。この意識を育てる努力がまず必要だ。条例づくりには反対しないが、そのうえでの条例であると思う。	

コミュニティ

No	区民の意見・提案趣旨	意見・提案に対する検討委員会の考え方
11	協治ガイドブック及び骨子案に出てくる「コミュニティ」の範囲が明確でない。これを間違えて捉えると全体がくずれてしまう。一般的に、小学校区程度の地域がまとまりやすいと言われている。その中に町会、商店会、各種団体、PTA、NPO法人など全てが参加した共同空間がコミュニティと言われている。	「コミュニティ」とは、ご意見のとおり、隣近所や町会、小学校区など、扱うテーマ、目的によって様々な範囲が想定されます。そのため、この条例では特にコミュニティの範囲を限定することはしません。なお、ご指摘を踏まえ、国民生活審議会企画部会による「コミュニティ再興の必要性とその動き」を19ページに加えました。
12	住民活動、祭礼、スポーツ、環境、教育、地域文化、医療、福祉などなどの多面からコミュニティづくりを考えなければならぬ。コミュニティづくりの条例ができれば自然に協治（ガバナンス）が育つと思われる。	コミュニティの活動とは、区民の自由な意思に基づく活動であり、条例で定めるものではないと考えています。この条例では、コミュニティの活動を支援する区の役割を定め、ご趣旨のとおり、コミュニティから協治（ガバナンス）が育つことを期待しています。
13	NPOに期待が高まっているようだが、町会に代わる力を持つまでには成長していない。21世紀の町会づくりを考えることが必要だ。	町会・自治会の活力は協治（ガバナンス）の大きな力となります。また、一方で町会・自治会以外にもNPOなど様々な公益活動を行う団体が増えています。今後のまちづくりにおいては、町会・自治会とNPOなどその他の団体との連携を図ることが重要であると考えます。

区議会及び区長その他の執行機関

No	区民の意見・提案趣旨	意見・提案に対する検討委員会の考え方
14	政策に対するチェックポイントには3つあり、1つめは区長の意思決定時、2つめは議会の審議時、3つめは事業の執行時である。各段階における判断は、区民に分りやすく説明する必要がある。それぞれのチェックポイントにおいて、効率性、透明性、住民説明責任機能の向上のために、住民組織から選抜された専門集団（プロ集団）を活用するなど、現在のシステム強化か新しいシステムが必要だ。	「5. 協治（ガバナンス）の理念に基づくまちづくりの推進の仕組み（1）情報の共有」において「政策形成過程の透明化」として情報提供の内容や時期を明らかにしています。なお、区では、現在、行政評価システム構築に際し、外部評価委員会の立ち上げ、よりよい行政評価のあり方について検討中です。
15	協治を実施するのは行政であり区民ではないので、行政の意識改革が必要だ。	「4. 協治（ガバナンス）の担い手が果たすべき責任と役割（2）区議会及び区長その他

16	「お役所仕事」が横行している。自らが間違っていればミスを認めるなど、区職員の意識改革が重要だ。	の執行機関」において、協治（ガバナンス）を推進するための「区職員の責務」を明らかにする中、その意識改革の重要性などをその考え方と併せ、特に記しています。
17	縦割り行政の改善が必要である。	

■協治（ガバナンス）の理念に基づくまちづくりの推進の仕組み

参加

No	区民の意見・提案趣旨	意見・提案に対する検討委員会の考え方
18	「新タワー観光推進のための協治部会」「区民活動推進のための協治部会」など、協治活動はどの部署でも可能な簡単な行政形態であると考ええる。	26ページに区民等の参加機会を保障すべき「参加の対象」について掲げました。
19	「区は、区民が行政に参加する権利を保障しなければなりません。」とあるが、区民は行政に提案・提言はできるが決定権は持たないことを明確にすべき。	ご意見の通り、区政運営については、最終的な決定権は区（区議会及び区長）が持つものといえます。しかし、区民等の身近な生活に関わる課題等については、区民同士が合意形成を図ってまちづくりを行う取組みが大切だと考えています。

■その他

No	区民の意見・提案趣旨	意見・提案に対する検討委員会の考え方
20	資料のフローチャートについて、行政と住民が地域の問題解決に向けて協力し合いましょうということは理解できるが、理解するのに時間がかかる。	ご指摘を踏まえ「Ⅶ 条例の目指すまちの将来」に記すフローチャートの作成にあたり、「条例に基づく区政運営」に関する事項と「条例の目指すまちの将来（地域社会）」を区分しました。
21	現在のマンション建設は、区の許可が取れば、ほとんど住民との話し合いは形だけである。許可を出す前に意見交換を行えないか。ワンルームマンションなどは特に地域とのコミュニケーションがなく、ゴミ収集等の地域のルールとの連絡ができていない。	日常の区民生活に関するご意見であり、区関係部課に情報提供していきます。（なお、区では、昨年、マンション建設に関し、良好な近隣関係の形成を図ること等を目的に「墨田区集合住宅の建築に係る居住環境の整備及び管理に関する条例」を制定しています。また、資源ゴミの帰属等に関しては「墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例」を制定しています。）
22	資源ゴミを区の収集車が回収に来る前に別業者が回収してしまっている。	

②（仮称）墨田区協治（ガバナンス）推進条例の検討に関わる中間のまとめ
パブリック・コメントに対する検討委員会の考え方

■（仮称）墨田区協治（ガバナンス）推進条例について

No	区民の意見・提案趣旨	意見・提案に対する検討委員会の考え方
1	協治（ガバナンス）の実現を希望し賛成する。	検討委員会としても、当条例を通じ、協治（ガバナンス）の推進・実現が図られることを希望しています。

■協治（ガバナンス）の担い手が果たすべき責任と役割について

区民等

No	区民の意見・提案趣旨	意見・提案に対する検討委員会の考え方
2	6月5日の検討委員会に際し、デニス・ガボールを引用され、成熟社会について「経済成長はあきらめても、生活の質の向上をあきらめない（人々が生活している社会）」との発言があったが、そのような社会に住む人達にはきっと高いインテリジェンシーが備わっていると思われる。この条例は区職員の意識改革を前提にしなければならないが、受け手の区民住民の側の相応する資質にどれだけ期待が出来るのだろうか？「民主主義とは何か？」という質問に答えられる区民住民が墨田区にどれだけいるか。法令等の策定に当たって、その受け手である市民の有様を見据えた検討が必要な時代を迎えているのではないだろうか？スローガンとかアドバルーンとしての条例づくりであれば行政の面子繕いでしかない。条例の受け手である区民住民の資質を委員会で討議する必要がある。	検討委員会では、条例づくりにおける区民参加のプロセスを重視してきました。これまで、区民懇談会や区民フォーラムの開催などを通じ、区民の皆さんから多様なご意見を頂く中で、区職員の意識変革はもちろんのこと、区民の皆さんの自治意識の高揚・公益活動の重要性を認識しています。今後も、条例の策定・制定・運用を通して、協治（ガバナンス）の考え方を広く普及啓発するとともに、区民等と区が共有すべき協働の考え方を整理して、より多くの区民の皆さんに、協治（ガバナンス）や協働の考え方を十分に理解いただき、積極的にまちづくりの活動や区政に参加いただけるよう、その機会を広げていくことが重要であると考えています。

区議会及び区長その他の執行機関

No	区民の意見・提案趣旨	意見・提案に対する検討委員会の考え方
3	骨子案と比較し、中間のまとめにおいても議会の役割についての現実的で具体的な記載は認められない。中間のまとめP20（2）区議会及び区長その他の執行機関の中で、「区議会は区政の重要事項に関する意思決定、政策の立案、執行機関の監視などの権限を持ちます。」とある。区民・住民の中	区議会及び区長その他の執行機関は、区民等に最も身近な政府として、適正かつ公正に自主・自立の区政運営を行う役割を担うとともに、協治（ガバナンス）の担い手として区民等とともにまちづくりを行うこととしています。特に、区議会は、区政の重要事項に関する意思決定、政策の立案、執行機関の監視

	でどこに権限があるかをはっきりさせた記述であるが、議会はこのガバナンス条例で、今後、議会がどのようにこの条例にかかわっていくかを考え出していかななくてはならないだろう。本来、行政と議会こそがパートナーシップを持って区民住民の幸せと安寧な日常を具現化するのではないのか？議会はこのガバナンス条例をどのように考えているのか？どのような役割を果たそうとしているのか？	などの権限を持つだけでなく、区民等の意見を適切に区政に反映するとともに、議会活動について区民等との情報の共有を図り、開かれた議会運営に努めることで、自らも協治（ガバナンス）の推進の一端を担います。なお、協治（ガバナンス）の推進の基本原則である情報の共有、参加、協働については、区長その他の執行機関だけではなく、区議会もその役割を果たしながら、一体となって推進していくものです。今後の区議会における条例の審議やその後の議論の中で、区議会としてどのようにこの条例を運用するのも含め、検討されることとなると考えられます。
4	区民住民の意見・希望から施策が策定され、実行、実施される10年計画（基本計画）の中で、これまでおざなりにされてきた評価について明解に表明されたことは賞賛に値する。そのような中、行政運営への評価が重要であり、行政の実施評価を行政自身がするのは大変不自然であるから、自主・自発的に議会が手を上げるべきである。また評価は定期ではなく、議会内に常設し、かつ区民住民の代表も参加する事になれば、まさにガバナンスの本意そのものと言えるだろうし、この事によって議会制民主主義のもとにおけるガバナンス条例の施行となり、法理的な説明は昇華されることになる。もし議会が区民住民の後見役となれば、行政と区民住民の間の関係調整の立場となり、区民住民の代表である議会こそがガバナンスを主導することになるだろう。	行政評価は、区が何にいくらのお金を使ったかではなく、施策を実施した結果、区民の皆さんの生活や暮らしがどれくらい良くなったか、成果を重視するものです。ご指摘のとおり、行政による内部評価では限界があることから、区では、外部評価委員会を立ち上げ、よりよい行政評価のあり方について検討中です。今後、外部評価委員会からの意見等とともに行政評価の結果を区議会に報告する予定としています。ご意見の趣旨のとおり、区議会は、政策立案や執行機関を監視するなどの権限を持つことから、これまで以上にその評価にあっても重要な役割を担うものと認識しています。

協働

No	区民の意見・提案趣旨	意見・提案に対する検討委員会の考え方
5	この条例の最大の欠陥、欠損部分は現場での行政職員と区民、住民、ボランティア等の地位の問題である。区民は行政と同様の権限を持ち得ないので、そもそも形式的には行政と区民、住民は対等である事になるかもしれないが、現実的にはありえない事	墨田区では、下町文化の息づく中、町会やボランティア団体による地域に密着したまちづくりの活動が古くから活発であり、区民等自らが主体的にまちづくりの課題解決にあたってきました。ボランティアであっても、その利用者に対する責任感や専門技術を向

	である。（仮称）墨田区協治（ガバナンス）推進条例の検討に関わる中間のまとめ骨子案p20（3）協働の推進（協働）のとおりならば問題はないが、行政施策の実施時に裏付となる法令などに精通する行政職員と区民住民が協働する場合、常に職員の指示指導で協働するとなれば行政が主になり区民住民は従となり、行政と区民は対等にならない。行政と対等な区民住民はイエスマンのみがイコールパートナーたりえる。ボランティアとは大変耳障りの良い言葉だが、一皮むけば無責任な人間達と見る事になり、そんな人間達と対等な関係など考えられないという区職員側からの声が出て当然だ。	上する努力を続ける中、区と協力や連携の実践を積み重ねています。ご意見のとおり、執行機関が独自にもつ権限の行使を区民等と役割分担することは困難であると考えられます。しかし、協働の推進において、区民等に求められるのは行政と同様・同等の役割ではなく、地域に暮らす区民等としての視点や行動力です。そのような中、協働に適する事業等にあっては、互いの立場や得意分野を生かして、上下主従の関係ではなく、相互に意見を言い合い、役割分担を合意して、同じ目標に向かって協力関係を構築できるものと考えています。今後、この条例を具体的に運用するために、協働に適する分野や区民等と区との役割分担、区民等と区との対等な関係のあり方など、区における協働の考え方や協働の進め方を整理する必要がある、それらを定めた「協働推進指針」の作成を提案しています。
6	法人・事業者との連携については、パートナーとして組しやすく、ガバナンス上の問題は少ないだろう。適切な利益を見たうえでの有料サービスは普通に理解される時代になってきており、介護サービスですでに経験済みだと思う、ただし、高額化についてはやはり区民住民の代表である議会が適切な判断を下していくべきだと思う。	ご指摘のとおり、公共サービスの提供に際し、区が法人・事業者と連携する場合にあつては、議会はもとより、その質を確保するためにも適切な公共関与が必要であると考えています。

■その他

No	区民の意見・提案趣旨	意見・提案に対する検討委員会の考え方
7	最近、近隣区で多文化共生条例の制定が足踏み状態に入った事に注目している。その区の現況が日本の現実的実際であるならば、多言語多文化共生にははっきり赤のランプがついているといえる。多文化共生は世界中でうまくいっていない中、果たして日本型の多文化共生において問題はおきないと国は何を根拠に言うのだろうか？	墨田区内で生活する外国人は、全人口の約4%であり、今後も在住外国人の増加が予想される中、外国人がより身近な存在となっている一方、日本の生活になじめない外国人も数多く存在しています。このような問題を解決するため、墨田区では、外国人にとっても暮らしやすく、世界の人々と交流できる地域社会をつくるため、区民等と区との協働により、多文化共生社会の実現をめざして取り組んでいます。

